

平成30年長野地方裁判所規程第1号

長野地方裁判所及び長野地方裁判所
管内簡易裁判所の平成31年度
における事務分配等に関する規程
(4月1日現在)

長野地方裁判所

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、平成31年度における長野地方裁判所本庁（以下「本庁」という。），同地方裁判所の支部（以下「支部」という。）及び管内簡易裁判所の裁判官の配置，裁判事務の分配及び開廷の日割り並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序について定めるものとする。

(所長の特別措置)

第2条 所長は、この規程の定めるところにより事件を配布することが相当でない場合において、特に急を要するときは、当該事件を配布する部、支部若しくは係又は裁判官を指定することができる。

- 2 所長は、この規程に定める裁判事務を代理すべき裁判官がその代理をすることができないとき又は困難であるときは、当該裁判事務を代理する裁判官を指定することができる。
- 3 前2項の規定による指定をしたときは、所長は、当該指定について、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を得なければならない。

(調停主任)

第3条 この規程の定めるところにより調停事件を担当することとなる裁判官が、当該調停事件についての調停主任となる。

(労働審判官)

第4条 この規程の定めるところにより労働審判事件を担当することとなる裁判官が、当該労働審判事件についての労働審判官となる。

(関連事件の回付)

第5条 本庁の部若しくはその一つの係の担当する事件又は支部若しくはその一つの係の担当する事件と他の支部若しくはその一つの係の担当する事件とが関連する場合において、そのいずれか一方の部、支部又は係において併せて処理するのが相当と認められるときは、関係裁判官の協議により、当該事件を併せて担当す

ることになった本庁又は当該支部に回付することができる。

(民事事件の回付及び自庁処理)

第6条 本庁の部若しくはその一つの係又は支部若しくはその一つの係の担当する民事事件について、事件を処理するために適當であると認められるときは、関係裁判官の協議により、これを他の支部又は本庁に回付することができる。

2 本庁において処理すべき民事事件が支部又はその一つの係に配布された場合、あるいは支部において処理すべき民事事件が本庁の部若しくはその一つの係又は他の支部若しくはその一つの係に配布された場合において、特に必要があると認めるときは、当該部、支部又は係は、その事件を自ら処理することができる。

(合議事件等の回付)

第7条 合議事件を取り扱わない支部の裁判官は、当該支部に係属する事件につき合議体によって審判するのを相当と認めるときは、合議事件を取り扱う他の支部の関係裁判官と協議の上、当該事件を合議事件を取り扱う他の支部に回付することができる。

2 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）62条1項の審査請求事件、同法65条1項の取消請求事件又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）23条において組織的犯罪处罚法6章の規定による共助の例によるとされる審査請求事件若しくは取消請求事件が、支部又はその一つの係に配付されたときは、本庁刑事部の関係裁判官と協議の上、当該事件を本庁に回付することができる。

(通信傍受の原記録の保管事務)

第8条 支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

2 傍受の原記録の保管事務は、刑事部部総括裁判官が処理する。

第2章 裁判官の配置及び裁判事務の分配等

第1節 裁判官の配置

第9条 本庁の民事部及び刑事部並びに支部に別表第1から別表第3までの「裁判官の配置」欄に掲げる裁判官を配置する。

第2節 本庁民事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り等 (裁判事務の分配等)

第10条 民事部の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第1の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第11条 別表第1の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

(事件の配布替え等)

第12条 一つの係に配布された事件と他の係の事件とが関連する場合において、そのいずれか一方の係が併せて処理するのが相当と認められるときは、関係裁判官の協議により、当該事件を併せて担当することとなった係に配布替えすることができる。

2 前項の規定により事件の配布替えをしたときは、その直後に受理した新件によって、別表第1の「配布の割合」欄記載の割合に適合するように配布件数の調整をする。

第3節 本庁刑事部の裁判事務の分配及び開廷の日割り等 (裁判事務の分配等)

第13条 刑事部の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第2の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第14条 別表第2の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

第4節 本庁の裁判事務の代理順序

第15条 民事部又は刑事部の裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務を当該部においてあらかじめ定める順序により、その部の他の裁判官が代理し、これによることができないとき又は困難なときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第5節 支部の裁判事務の分配及び開廷の日割り等

(裁判事務の分配等)

第16条 支部の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第3の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第17条 別表第3の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

(事件の配布替え等)

第18条 第12条の規定は、支部における事件の配布替え等に準用する。

(裁判事務の代理順序)

第19条 支部の裁判官に差し支えのあるときの裁判事務は、当該支部においてあらかじめ定める順序により、その支部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、別表第4の「代理庁」欄記載の庁がその記載の順序により、その庁の裁判官の協議により代理し、それが困難であるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 管内簡易裁判所の裁判事務の分配及び開廷の日割り等

(裁判事務の分配等)

第20条 管内簡易裁判所の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第5の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第21条 別表第5の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

(事件の配布替え等)

第22条 第12条の規定は、管内簡易裁判所における事件の配布替え等に準用する。

(裁判事務の代理順序)

第23条 管内簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときの裁判事務は、別表第6の「代理庁」欄記載の庁がその記載の順序により、その庁の裁判官の協議により代理し、それが困難であるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第4章 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する事件の裁判事務の分配

(裁判事務の分配)

第24条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する事件の裁判事務の分配は、別表第7の「事務」欄記載のとおりとする。

(回付)

第25条 医療観察法33条1項又は59条1項若しくは2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は支部で取り扱った上、これを本庁に回付する。

2 支部の裁判官がした医療観察法の処分に対して、同法72条1項の不服申立てがあったときは、これを本庁に回付する。

第5章 被疑者国選弁護人選任に関する裁判事務の分配

(裁判事務の分配)

第26条 被疑者国選弁護人の選任等に係る裁判事務の分配は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勾留請求とともに被疑者から国選弁護人請求がなされた場合には、同選任に係る事務は、勾留請求を受けた裁判所において、勾留請求事件の担当裁判官が処理をする。

(2) 前号を除く被疑者国選弁護人の選任等に係る事務は、長野地方裁判所又は長野簡易裁判所の裁判官が処理をする。

2 前項第1号の場合において、上田支部、松本支部、上田簡易裁判所及び松本簡易裁判所を除く裁判所で受理をした請求で、当該庁における即日処理に対応できない場合は、国選弁護人選任に関する事務を本庁に引き継ぐことができる。

(裁判官の職務代行)

第27条 前条第2項により引き継いだ事務については、令状事務当番の裁判官（ただし、簡易裁判所から引き継いだ場合は、簡易裁判所判事の辞令のない判事補を除く。）が、当該国選弁護人選任請求を受理した裁判所の裁判官の職務代行者としてその職務を行う。

第28条 所長又は部の事務を総括する裁判官若しくは支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、別表第8に定める裁判官が代理する。

2 管内簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、別表第8に定める裁判官が代理する。

附 則（平成30年12月7日長野地方裁判所規程1号）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年1月16日応急措置）

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

附 則（平成31年3月25日応急措置）

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（平成31年4月1日応急措置）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|---------------|---|---------------------------------|----------------------------|---|---|
| 真辺 朋子 (総括) | 民事法定合議事件 民事除斥・忌避事件 地方自治法242条の3第2項に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件 行政訴訟事件 労働関係事件（賃金請求事件及び労働災害に基する損害賠償請求事件を除く。） 知的財産権関係事件 人身保護事件 民事裁定合議事件（訴訟事件のほか下記各欄に記載された事件を含む。） | 全部 | 木(隔週), 金 | 裁判長 真辺 室橋 足立 安見 荒木 山下 風間 早川 | 朋子 雅仁 拓人 章 精一 浩之 直樹 友裕 |
| 室橋 雅仁 | 通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 再審事件 | 1/4 1/2 1/4 | 水 月, 火 火 | 真辺 足立 荒木 | 朋子 拓人 精一 |
| 足立 拓人 | 労働審判事件 | 全部 | 隨時 | 足立 | 拓人 |
| 安見 章 | 会社更生・会社整理・特別清算事件 | 全部 | 隨時 | 真辺 | 朋子 |
| 荒木 精一 | 民事調停事件, 船舶所有者等責任制限事件, 油濁損害賠償責任制限事件, 仮登記仮処分事件, 民事・商事・借地非訟事件 | 全部 | 隨時 | 真辺 | 朋子 |
| 山下 浩之 | 簡易確定事件 | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 真辺 足立 | 朋子 拓人 |
| 風間 直樹 | 保護命令事件 | 全部 | 隨時 | 足立 | 拓人 |
| 早川 友裕 | 過料事件 | 全部 | 隨時 | 真辺 | 朋子 |
| | 破産事件（同時廃止事件） | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 足立 早川 | 拓人 友裕 |
| | 破産事件（管財人事件） | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 真辺 足立 | 朋子 拓人 |
| | 民事再生事件 | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 真辺 足立 | 朋子 拓人 |
| | 不動産執行事件 | 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5 | 隨時 隨時 隨時 隨時 隨時 | 真辺 足立 荒木 風間 早川 | 朋子 拓人 精一 直樹 友裕 |

| | | | | | |
|--|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 民事執行事件（不動産執行事件を除く。） | 1/5 1/5 1/5 1/5 1/5 | 隨時 隨時 隨時 隨時 隨時 | 真辺 足立 荒木 風間 早川 | 朋子 拓人 精一 直樹 友裕 | |
| 民事保全事件（知的財産権に関するもの並びに地方自治法242条の3第2項に基づく訴訟を本案とするものを除く。） | 全部 | 隨時 | 足立 | 拓人 | |
| 財産開示事件、仲裁関係事件 訴え提起前における証拠収集処分事件 | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 真辺 足立 | 朋子 拓人 | |
| 知的財産権に関する民事保全事件 | 全部 | 隨時 | 真辺 | 朋子 | |
| 保全異議又は取消申立事件 | 全部 | 隨時 | 真辺 | 朋子 | |
| 共助事件、公示催告事件、証拠保全事件、その他雑事件（担保取消事件及び基本事件に付隨するものを除く。） | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 風間 早川 | 直樹 友裕 | |
| 担保取消事件 | 全部 | 隨時 | 風間 | 直樹 | |

別表第2 刑事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|--|---|-------------------|----------------|---|---|
| 室橋 雅仁 (総括) | 刑事法定合議事件（刑事損害賠償命令事件を含む。） 刑事裁定合議事件（刑事損害賠償命令事件を含む。） | 全部 | 火、金を除く | 裁判長 室橋 真辺 足立 安見 荒木 山下 風間 早川 | 雅仁 朋子 拓人 章 精一 浩之 直樹 友裕 |
| 真辺 朋子 足立 拓人 安見 章 荒木 精一 山下 浩之 風間 直樹 早川 友裕 | 刑事除斥・忌避・回避事件 刑事再審請求事件 付審判請求事件 簡易裁判所の管轄の指定、移転の請求事件（刑訴法15条、17条） 上訴権回復請求事件（刑訴法362条） 組織的犯罪処罰法62条1項の審査請求事件、同法65条1項の取消請求事件並びに麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる審査請求事件及び取消請求事件 刑訴法429条1項の準抗告事件 | 全部 | 随時 | | |
| | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律3条1項の裁判員対象事件からの除外申立事件、同法35条1項の裁判員候補者不選任請求却下決定に対する異議申立事件、同法41条1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（地方裁判所が決定するものに限る。）、同法42条1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求却下決定に対する異議申立事件、同法43条3項の裁判員又は補充裁判員の職権解任事件及び同法94条1項の選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議申立事件 | 全部 | 随時 | 真辺 足立 安見 山下 風間 | 朋子 拓人 章 浩之 直樹 |
| | 公判請求事件（合議事件を除き、刑事損害賠償命令事件を含む。） | 2/3 1/3 | 随時 火、金を除く | 室橋 荒木 | 雅仁 精一 |
| | 執行猶予言渡し取消請求事件 | 1/3 1/3 1/3 | 随時 随時 随時 | 室橋 荒木 早川 | 雅仁 精一 友裕 |
| | 刑訴法430条の準抗告事件 | 1/3 1/3 1/3 | 随時 随時 随時 | 室橋 荒木 早川 | 雅仁 精一 友裕 |

| | | | | |
|---|------------|----------|----------------------|--|
| <p>刑事共助事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。）</p> <p>訴訟費用負担請求事件</p> <p>令状事件（組織的犯罪処罰法4章及び6章並びに麻薬特例法5章及び6章の各保全請求事件、これらの請求に係る処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条の令状の発付請求事件及び麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる令状の発付請求事件を含む。）</p> <p>刑事証人尋問請求事件及び刑事証拠保全請求事件（刑訴法179条、226条及び227条）</p> <p>その他雑事件</p> | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 風間 早川 直樹 友裕 | |
|---|------------|----------|----------------------|--|

別表第3 支部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

1 上田支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|--|--|------------|------------|---|----|
| 仁藤 佳海 鷺坂 計知 戸室壮太郎 (佐久支部から填補) 勝又来未子 (佐久支部から填補) | 合議事件 | 全部 | 木 | 裁判長 仁藤 佳海 鷺坂 計知 戸室壮太郎 勝又来未子 | |
| | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、再審事件、人身保護事件 | 全部 | 月、火、金 | 鷺坂 計知 | |
| | 破産・会社更生・民事再生・会社整理・特別清算事件、保護命令事件 | 4/5 1/5 | 火、水 火、水 | 仁藤 佳海 鷺坂 計知 | |
| | 民事執行事件、財産開示事件、民事保全事件、保全異議又は取消申立事件、民事調停事件、民事・商事・借地非訟事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、過料事件、共助事件、公示催告事件、証拠保全事件、仲裁関係事件、その他雑事件（基本事件に付隨するものを除く。） | 全部 | 隨時 | 鷺坂 計知 | |
| | 合議事件（刑事損害賠償命令事件を含む。） 組織的犯罪処罰法62条1項の審査請求事件、同法65条1項の取消請求事件並びに麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる審査請求事件及び取消請求事件 | 全部 | 木 | 裁判長 仁藤 佳海 鷺坂 計知 戸室壮太郎 勝又来未子 | |
| | 公判請求事件、再審請求事件（いずれも合議事件を除く。）（刑事損害賠償命令事件を含む。） | 全部 | 月、金 | 仁藤 佳海 | |
| | 共助事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。） 訴訟費用負担請求事件 令状事件（組織的犯罪処罰法4章及び6章並びに麻薬特例法5章及び6章の各保全請求事件、これらの請求に係る処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条の令状の発付請求事件及び麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる令状の発付請求事件を含む。） その他雑事件 | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 仁藤 佳海 鷺坂 計知 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 佐久支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|----------------|--|-------|----------------|-------|----|
| 戸室壮太郎 勝又来未子 | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、再審事件 | 全部 | 月、火、金 | 戸室壮太郎 | |
| | 人身保護事件 | 全部 | 随時 | 勝又来未子 | |
| | 民事調停事件 | 全部 | 月、水 | 戸室壮太郎 | |
| | 共助事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、証拠保全事件、訴えの提起前における証拠収集処分事件、その他雑事件（基本事件に付隨するものを除く。） | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| | 民事執行事件 | 4/5 | 月、火 水、金 | 勝又来未子 | |
| | | 1/5 | 木 | 戸室壮太郎 | |
| | 民事保全事件（要審尋事件） | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| | 民事保全事件（要審尋事件以外の事件）、保全異議又は取消申立事件 | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| | 破産・民事再生 | 全部 | 月、水 (原則水午前) | 戸室壮太郎 | |
| | 会社更生・会社整理・特別清算事件、過料事件、民事・商事・借地非訟事件、保護命令事件、仲裁関係事件、公示催告事件 | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| 刑事 関係 | 公判請求事件（刑事損害賠償命令事件を含む。） 再審請求事件 | 全部 | 月、水 | 勝又来未子 | |
| | 共助事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。） 訴訟費用負担請求事件 令状事件（組織的犯罪処罰法4章及び6章並びに麻薬特例法5章及び6章の各保全請求事件、これらの請求に係る処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条の令状の発付請求事件及び麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる令状の発付請求事件を含む。） その他雑事件 | 1/2 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| | | 1/2 | 随時 | 勝又来未子 | |

3 松本支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|----------|---|------------|------------|--|----------------------------------|
| 民事 関係 | 合議事件 民事除斥・忌避事件 会社更生事件 人身保護事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁損害賠償責任制限事件 民事雑事件（基本事件に付随するもの。ただし、控訴に伴う執行停止事件及びその担保取消事件については、当該判決に関与した裁判官） | 全部 | 水 | 裁判長 山城 高橋 渡邊 岩下 園 藤崎 | 司 正幸 裕美 弘毅 俊次郎 彩菜 |
| | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、再審事件、保全異議又は取消申立事件、民事雑事件（基本事件に付随するもの） | 2/5 3/5 | 火、木 月、金 | 山城 渡邊 | 司 裕美 |
| | 労働審判事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 山城 渡邊 | 司 裕美 |
| | 民事調停事件、民事・商事・借地非訟事件 | 全部 | 随時 | 山城 | 司 |
| | 過料事件 | 全部 | 随時 | 高橋 | 正幸 |
| | 保護命令事件 | 全部 | 随時 | 高橋 | 正幸 |
| | 民事執行事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 藤崎 | 俊次郎 彩菜 |
| | 破産事件（自然人を破産者とするものを除く。） | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 山城 渡邊 | 司 裕美 |
| | 民事再生（通常）・会社整理・特別清算事件 | 全部 | 随時 | 山城 | 司 |
| | 民事再生事件（小規模個人・給与所得者等） | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 藤崎 | 俊次郎 彩菜 |
| 民事 関係 | 民事保全事件（労働及び知的財産権に関するものを除く。），その担保取消事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 藤崎 | 俊次郎 彩菜 |
| | 民事保全事件（労働及び知的財産権に関するもの），その担保取消事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 山城 渡邊 | 司 裕美 |
| | 破産事件（自然人を破産者とするもの），証拠保全事件、共助事件、公示催告事件、財産開示事件、仲裁関係事件、訴え提起前における証拠収集処分事件、その他雑事件（基本事件に付隨するものを除く。） | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 藤崎 | 俊次郎 彩菜 |

| | | | | | |
|----------|---|------------|----------|--|--|
| 刑事 関係 | 合議事件（刑事損害賠償命令事件を含む。） 刑事除斥・忌避・回避事件 組織的犯罪処罰法62条1項の審査請求事件、同法65条1項の取消請求事件並びに麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる審査請求事件及び取消請求事件 刑訴法429条1項の準抗告事件 | 全部 | 随時 | 裁判長 高橋 正幸 山城 司 渡邊 裕美 岩下 弘毅 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |
| | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律3条1項の裁判員対象事件からの除外申立事件、同法35条1項の裁判員候補者不選任請求却下決定に対する異議申立事件、同法41条1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（地方裁判所が決定するものに限る。）、同法42条1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求却下決定に対する異議申立事件、同法43条3項の裁判員又は補充裁判員の職権解任事件及び同法94条1項の選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議申立事件 | 全部 | 随時 | 山城 司 渡邊 裕美 園 俊次郎 | |
| | 公判請求事件（合議事件を除き、刑事損害賠償命令事件を含む。） | 全部 | 火、金 | 高橋 正幸 | |
| | 再審請求事件（合議事件を除く。） | 全部 | 随時 | 高橋 正幸 | |
| | 執行猶予言渡し取消請求事件、刑訴法430条の準抗告事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |
| | 令状事件（組織的犯罪処罰法4章及び6章並びに麻薬特例法5章及び6章の各保全請求事件、これらの請求に係る処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条の令状の発付請求事件及び麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる令状の発付請求事件を含む。） | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |
| | 共助事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。） 訴訟費用負担請求事件、その他雑事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |

4 諏訪支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|----------------|--|------------|-----------------------|----------------|----|
| 八槻 朋博 手塚 隆成 | 通常訴訟事件、再審事件 | 2/3 1/3 | 月、水 火(第1・ 第3)、木 | 八槻 朋博 手塚 隆成 | |
| | 人身保護事件 | 全部 | 随時 | 八槻 朋博 | |
| | 手形小切手訴訟事件 | 全部 | 月、水 | 八槻 朋博 | |
| | 不動産執行事件、破産・民事再生事件、民事保全事件、保全異議又は取消申立事件、民事調停事件、過料事件、民事・商事・借地非訟事件、会社更生・会社整理・特別清算事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、共助事件、公示催告事件、証拠保全事件、保護命令事件、仲裁関係事件、その他雑事件(基本事件に付隨するものを除く。) | 全部 | 随時 | 八槻 朋博 | |
| | 民事執行事件(不動産執行事件を除く。)、財産開示事件 | 全部 | 随時 | 手塚 隆成 | |
| | 公判請求事件(刑事損害賠償命令事件を含む。) 再審請求事件 | 全部 | 月、金 | 手塚 隆成 | |
| | 共助事件(組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。) 訴訟費用負担請求事件 その他雑事件 | 全部 | 随時 | 手塚 隆成 | |
| | 令状事件 | 全部 | 随時 | 八槻 朋博 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

5 飯田支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|----------------------------------|---|--------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 池田 幸司 安井 龍明 (伊那支部 から填補) 手塚 隆成 (諏訪支部 から填補) | 合議事件 | 全部 | 火(第2・ 第4) | 裁判長 池田 幸司 安井 龍明 手塚 隆成 | |
| | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事 件、再審事件、人身保護事件 | 全部 | 火、金 | 池田 幸司 | |
| | 民事 関係 | 民事・商事・借地非訟事件、民事保 全命令・保全異議・保全取消申立事 件、証拠保全事件、過料事件、共助 事件、民事執行・財産開示事件、破 産・再生・会社更生・会社整理・特 別清算事件、船舶所有者等責任制限 事件、油濁損害賠償責任制限事件、 民事調停事件、保護命令事件、仲裁 関係事件、公示催告事件、その他雜 事件（基本事件に付隨するものを除 く。） | 全部 | 隨時 | 池田 幸司 |
| | | | 全部 | 火(第2・ 第4) | 裁判長 池田 幸司 安井 龍明 手塚 隆成 |
| | | | 全部 | 水 | 池田 幸司 |
| | | | 全部 | 隨時 | 池田 幸司 |
| | | | 全部 | 火(第2・ 第4) | 裁判長 池田 幸司 安井 龍明 手塚 隆成 |
| | 刑事 関係 | 合議事件（刑事損害賠償命令事件を 含む。） 組織的犯罪処罰法62条1項の審査 請求事件、同法65条1項の取消請 求事件並びに麻薬特例法23条にお いて組織的犯罪処罰法6章の規定に による共助の例によるとされる審査請 求事件及び取消請求事件 | 全部 | 火(第2・ 第4) | 裁判長 池田 幸司 安井 龍明 手塚 隆成 |
| | | | 全部 | 水 | 池田 幸司 |
| | | | 全部 | 随时 | 池田 幸司 |

6 伊那支部

| 裁判官の配置 | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 担当裁判官 | 備考 |
|--------|--|-------|--------------------|-------|----|
| 安井 龍明 | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、再審事件、人身保護事件 | 全部 | 月、火（飯田支部の合議がない日）、金 | 安井 龍明 | |
| | 民事執行事件、財産開示事件、民事保全事件、保全異議又は取消申立事件、民事調停事件、過料事件、民事・商事・借地非訟事件、破産・会社更生・民事再生・会社整理・特別清算事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、共助事件、公示催告事件、証拠保全事件、保護命令事件、仲裁関係事件、その他雑事件 | 全部 | 隨時 | 安井 龍明 | |
| | 公判請求事件（刑事損害賠償命令事件を含む。）、再審請求事件 | 全部 | 木 | 安井 龍明 | |
| | 共助事件（組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定めるものを除く。） 訴訟費用負担請求事件 令状事件（組織的犯罪処罰法4章及び6章並びに麻薬特例法5章及び6章の各保全請求事件、これらの請求に係る処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条の令状の発付請求事件及び麻薬特例法23条において組織的犯罪処罰法6章の規定による共助の例によるとされる令状の発付請求事件を含む。） その他雑事件 | 全部 | 隨時 | 安井 龍明 | |

7 四連休以上の休日における準抗告担当裁判官

| 氏名 |
|-------|
| 真辺朋子 |
| 室橋雅仁 |
| 足立拓人 |
| 安見章 |
| 荒木精一 |
| 山下浩之 |
| 風間直樹 |
| 早川友裕 |
| 仁藤佳海 |
| 鷺坂計知 |
| 戸室壮太郎 |
| 勝又来未子 |
| 山城司 |
| 高橋正幸 |
| 渡邊裕美 |
| 岩下弘毅 |
| 園俊次郎 |
| 藤崎彩菜 |
| 八楨朋博 |
| 手塚隆成 |

(別表第1ないし第3に係る別記)

- 1 各支部においては、この定めのほか労働、知的財産権、公害関係仮処分事件等特に複雑困難な仮処分事件（異議事件を含む。）につき、各支部において合議体を構成する裁判官が協議の上、合議体で審判するか、又は単独の裁判官に担当させるかを定める。
- 2 上田若しくは佐久の各支部の裁判官又は前記各支部管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対して、前記各支部に刑訴法429条1項の準抗告の請求があったときは、これを本庁に回付することとする。
- 3 諏訪、飯田若しくは伊那の各支部の裁判官又は前記各支部管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対して、前記各支部に刑訴法429条1項の準抗告の請求があったときは、これを松本支部に回付することとする。
- 4 松本支部の裁判官又は同支部管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対して、同支部に刑訴法429条1項の準抗告の請求があったときは、これを本庁に回付することができる。
- 5 刑事除斥・忌避・回避事件についても2ないし4と同様に取り扱う。
- 6 執務時間外における令状事件の分配について
 - (1) 長野地方裁判所本庁の執務時間外における令状事件（勾留に関する処分に係る事件を含む。）の分配については、本庁の裁判官（兼務裁判官を含む。）の協議により別に定める。
 - (2) 長野地方裁判所各支部の執務時間外における令状事件（勾留に関する処分に係る事件を含む。）の分配については、それぞれ当該支部に所属する裁判官（兼務裁判官を含む。）の協議により別に定める。
- 7 四連休以上の休日における準抗告担当裁判官の分配については、管内裁判官の協議により別に定める。

別表第4 支部の裁判官に差し支えのあるときの各庁間における裁判事務についての代理順序

| 庁名 | 代理庁 |
|------|--------------|
| 上田支部 | 本 庁 |
| 佐久支部 | 上田支部 又は 本 庁 |
| 松本支部 | 諏訪支部 又は 本 庁 |
| 諏訪支部 | 松本支部 又は 伊那支部 |
| 飯田支部 | 伊那支部 又は 諏訪支部 |
| 伊那支部 | 飯田支部 又は 諏訪支部 |

別表第5 管内簡易裁判所の裁判事務の分配及び開廷の日割り

1 長野簡裁

| 事務 | | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|----------|---|------------|------------------------------------|-----------------------------|----|
| 民事 関係 | 通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 再審事件 | 1/2 1/2 | 月, 水 月, 木 | 藤田 雄二 橋本 健 (飯山簡裁から填補) | |
| | 民事保全事件, 和解事件, 過料事件, 共助事件, 借地非訟事件, 執行異議事件, その他雑事件 (基本事件に付随するものを除く。) | 全部 | 隨時 | 藤田 雄二 | |
| | 公示催告事件, 督促事件 (旧法事件) | 全部 | 水 | 藤田 雄二 | |
| | 民事調停事件 | 1/2 1/2 | 隨時 隨時 | 藤田 雄二 橋本 健 | |
| | 公判請求事件, 再審請求事件, 橋本健裁判官の処理した略式命令に対する正式裁判請求事件 藤田雄二裁判官の処理した略式命令に対する正式裁判請求 | 全部 全部 | 火 水 | 藤田 雄二 橋本 健 | |
| | 略式事件 (在庁及び交通切符の三者即日処理事件を除く。) | 2/3 1/3 | 隨時 隨時 | 橋本 健 藤田 雄二 | |
| | 略式事件 (交通切符の三者即日処理事件) | 全部 | 水(月1) | 橋本 健 | |
| | 略式事件 (在庁), 共助事件, 訴訟費用負担請求事件, その他の雑事件 (基本事件に付隨するものを除く。) | 全部 | 隨時 | 藤田 雄二 | |
| 刑事 関係 | 令状事件, 勾留状発付後の国選弁護人選任に関する事務 | 1/2 1/2 | 火, 木, 金(3/4) 月, 水, 金(1/4) | 藤田 雄二 橋本 健 | |

2 飯山簡裁

| 事務 | | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|--|--|-------|--------------|---------------------|----|
| 民事通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 民事再審事件, 民事保全事件, 和解事件, 督促事件 (旧法事件), 公示催告事件, 民事調停事件, 過料事件, 民事共助事件, 借地非訟事件, その他民事雑事件 | | 全部 | 火, 金 (隔週) | 橋本 健 | |
| 刑事公判請求事件, 刑事再審請求事件, 略式事件 (選挙違反事件を除く。), 刑事共助事件, 訴訟費用負担請求事件, 令状事件, その他刑事雑事件, 略式命令に対する正式裁判請求事件 (選挙違反事件) | | | | | |
| 略式事件 (選挙違反事件) 略式命令に対する正式裁判請求事件 (選挙違反事件を除く。) | | 全部 | 隨時 | 藤田 雄二 (長野簡裁から填補) | |

3 上田簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|--|-------|------|--------|----|
| 民事通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 民事再審事件 | 全部 | 水, 金 | 漆原 秀憲 | |
| 民事保全事件, 和解事件, 督促事件(旧法事件), 公示催告事件, 過料事件, 民事共助事件, 借地非訟事件, その他民事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 民事調停事件 | 全部 | 月, 木 | | |
| 刑事公判請求事件, 刑事再審請求事件 | 全部 | 火 | | |
| 略式事件(即日処理の道交法違反事件を除く。), 刑事共助事件, 訴訟費用負担請求事件 | 全部 | 随時 | | |
| 令状事件, その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 略式事件(即日処理の道交法違反等) | 全部 | 火 | | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 随時 | 仁藤 佳海 | |

4 佐久簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|---|------------|-----------------|----------------|----|
| 民事通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 民事再審事件 | 全部 | 木 | 戸室壮太郎 | |
| 民事保全事件, 和解事件, 督促事件(旧法事件), 公示催告事件, 過料事件, 借地非訟事件 | 全部 | 随時 | 勝又来未子 | |
| 民事調停事件 | 全部 | 月, 水 | 戸室壮太郎 | |
| 民事共助事件, その他民事雑事件 | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |
| 刑事公判請求事件, 刑事再審請求事件 | 全部 | 月, 水 | 勝又来未子 | |
| 令状事件 | 3/5 2/5 | 火, 水, 木 月, 金 | 戸室壮太郎 勝又来未子 | |
| 略式事件(即日処理の道交法違反等を除く。), 刑事共助事件, 訴訟費用負担請求事件, その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | 勝又来未子 | |
| 略式事件(即日処理の道交法違反等) | 全部 | 水 | 勝又来未子 | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 随時 | 戸室壮太郎 | |

5 松本簡裁

| | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|------|--|--------------------------|--------------------|---------------------------------|----|
| 民事関係 | 通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、少額訴訟事件、再審事件 | 2/3 1/3 | 月、火 木 | 尾崎 裕 西村 郁夫 (大町簡裁から填補) | |
| 民事関係 | 民事保全事件、和解事件、督促事件(旧法事件)、公示催告事件、過料事件、共助事件、借地非訟事件、その他雑事件(基本事件に付隨するものを除く。) | 2/3 1/3 | 随時 随時 | 尾崎 裕 西村 郁夫 | |
| 民事関係 | 民事調停事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 尾崎 裕 西村 郁夫 | |
| 刑事関係 | 公判請求事件、再審請求事件 | 全部 | 水 | 尾崎 裕 | |
| 刑事関係 | 略式命令に対する正式裁判請求事件(即日処理分を除く。) | 全部 | 水 | 尾崎 裕 | |
| 刑事関係 | 略式命令に対する正式裁判請求事件(即日処理分) | 全部 | 随時 | 西村 郁夫 | |
| 刑事関係 | 略式事件(即日処理の道交法違反等を除く。) | 全部 | 水(隔週) | 尾崎 裕 | |
| 刑事関係 | 略式事件(即日処理の道交法違反等) | 全部 | 水(隔週) | 尾崎 裕 | |
| 刑事関係 | 共助事件、訴訟費用負担請求事件、その他雑事件 | 1/2 1/2 | 随時 随時 | 尾崎 裕 西村 郁夫 | |
| | 令状事件 | 2/5 1/5 1/5 1/5 | 月、木 火 水 金 | 尾崎 裕 園 俊次郎 西村 郁夫 藤崎 彩菜 | |

6 木曾福島簡裁

| | 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|--|--|-------|------|---------------------|----|
| | 民事通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、少額訴訟事件、民事再審事件、民事保全事件、和解事件、督促事件(旧法事件)、公示催告事件、民事調停事件、過料事件、民事共助事件、借地非訟事件、その他民事雑事件、刑事公判請求事件、刑事再審請求事件、略式事件、刑事共助事件、訴訟費用負担請求事件、令状事件、その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | 藤崎 彩菜 (松本支部から填補) | |
| | 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 随時 | 尾崎 裕 (松本簡裁から填補) | |

7 大町簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|---|-------|------|--------------------|----|
| 民事通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、少額訴訟事件、民事再審事件、民事保全事件、和解事件、督促事件（旧法事件）、公示催告事件、民事調停事件、過料事件、民事共助事件、借地非訟事件、その他民事雑事件 刑事公判請求事件、刑事再審請求事件、略式事件、刑事共助事件、訴訟費用負担請求事件、令状事件、その他刑事雑事件 | 全部 | 火、金 | 西村 郁夫 | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 随時 | 尾崎 裕 (松本簡裁から填補) | |

8 諏訪簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|---|-------|------------|--------|----|
| 民事通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、少額訴訟事件、民事再審事件 | 全部 | 火(第1・第3)、木 | 手塚 隆成 | |
| 民事保全事件、和解事件、督促事件（旧法事件）、公示催告事件、過料事件、民事共助事件、借地非訟事件、その他民事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 民事調停事件 | 全部 | 月、金 | 手塚 隆成 | |
| 刑事公判請求事件、刑事再審請求事件 | 全部 | 月、金 | 手塚 隆成 | |
| 略式事件 | 全部 | 随時 | 八槇 朋博 | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 月、金 | 手塚 隆成 | |
| 刑事共助事件、訴訟費用負担請求事件、その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | 手塚 隆成 | |
| 令状事件 | 全部 | 随時 | 八槇 朋博 | |

9 岡谷簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|---|-------|------|---------------------|----|
| 民事通常訴訟事件、手形小切手訴訟事件、少額訴訟事件、民事再審事件、民事保全事件、和解事件、督促事件（旧法事件）、公示催告事件、民事調停事件、過料事件、民事共助事件、借地非訟事件、その他民事雑事件 刑事公判請求事件、刑事再審請求事件、略式事件、刑事共助事件、訴訟費用負担請求事件、令状事件（勾留請求事件を除く。）、その他刑事雑事件 | 全部 | 水 | 手塚 隆成 (諏訪支部から填補) | |

| | | | | |
|------------------|----|----|-------------------------|--|
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 随時 | 八槇 朋博 (諏訪支部 から填補) | |
|------------------|----|----|-------------------------|--|

10 飯田簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|--|-------|------|--------|----|
| 民事通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 民事再審事件 | 全部 | 月 | 福井 芳成 | |
| 民事保全事件, 和解事件, 督促事件(旧法事件), 公示催告事件, 過料事件, 民事共助事件, 借地非訟事件, その他民事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 民事調停事件 | 全部 | 水 | | |
| 刑事公判請求事件, 刑事再審請求事件 | 全部 | 水, 金 | | |
| 略式事件, 刑事共助事件, 訴訟費用負担請求事件, 令状事件, その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 水 | 池田 幸司 | |

11 伊那簡裁

| 事務 | 配布の割合 | 開廷曜日 | 裁判官の配置 | 備考 |
|--|-------|------|--------|----|
| 民事通常訴訟事件, 手形小切手訴訟事件, 少額訴訟事件, 民事再審事件 | 全部 | 水 | 牧野 光志 | |
| 民事保全事件, 和解事件, 督促事件(旧法事件), 公示催告事件, 過料事件, 民事共助事件, 借地非訟事件, その他民事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 民事調停事件 | 全部 | 月, 火 | | |
| 刑事公判請求事件, 刑事再審請求事件 | 全部 | 木 | | |
| 略式事件, 刑事共助事件, 訴訟費用負担請求事件, 令状事件, その他刑事雑事件 | 全部 | 随時 | | |
| 略式命令に対する正式裁判請求事件 | 全部 | 木 | 安井 龍明 | |

(注) 本表にいう「刑事公判請求事件」には、「略式命令に対する正式裁判請求事件」を含まない。

(別表第5に係る別記)

長野簡易裁判所及び支部所在地の簡易裁判所の執務時間外における令状事件(勾留に関する処分に係る事件を含む。)の分配については、それぞれ当該簡易裁判所に所属する裁判官(兼務裁判官を含む。)の協議により別に定める。

別表第6 管内簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときの各庁間における裁判事務について
の代理順序

| 序 名 | 代 理 庁 |
|-----------|-----------------------|
| 長野簡易裁判所 | 本 庁 |
| 飯山簡易裁判所 | 長野簡易裁判所又は本庁 |
| 上田簡易裁判所 | 上田支部、佐久簡易裁判所又は長野簡易裁判所 |
| 佐久簡易裁判所 | 佐久支部、上田簡易裁判所又は上田支部 |
| 松本簡易裁判所 | 松本支部又は諏訪簡易裁判所 |
| 木曾福島簡易裁判所 | 松本簡易裁判所又は松本支部 |
| 大町簡易裁判所 | 松本簡易裁判所又は松本支部 |
| 諏訪簡易裁判所 | 諏訪支部又は松本簡易裁判所 |
| 岡谷簡易裁判所 | 諏訪支部又は松本簡易裁判所 |
| 飯田簡易裁判所 | 飯田支部又は伊那簡易裁判所 |
| 伊那簡易裁判所 | 伊那支部、飯田簡易裁判所又は飯田支部 |

別表第7 医療観察法に関する事件の裁判官の裁判事務の分配

1 本庁

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|--|------------|--|----|
| 医療観察法の事件を取り扱う裁判官、精神保健審判員又は書記官に対する除斥・忌避・回避事件（支部、管内簡易裁判所を含む。） | 全部 | 裁判長 室橋 雅仁 真辺 朋子 足立 拓人 安見 章 荒木 精一 山下 浩之 風間 直樹 早川 友裕 | |
| 医療観察法41条1項の決定に基づく対象行為の存否に関する事件 | 全部 | 裁判長 室橋 雅仁 荒木 精一 風間 直樹 早川 友裕 | |
| 医療観察法72条1項、73条1項の不服、異議申立事件 | 全部 | 裁判長 真辺 朋子 足立 拓人 風間 直樹 | |
| 医療観察法による各種処遇事件（同法33条1項、49条1項・2項、50条、54条1項・2項、55条、59条1項・2項の規定による申立てに係る事件）、同法76条による競合する処分の申立てに係る事件及び差戻事件 | 1/2 1/2 | 室橋 雅仁 荒木 精一 | |
| 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 1/2 1/2 | 風間 直樹 早川 友裕 | |

2 上田支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|------------|----------------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 1/2 1/2 | 仁藤 佳海 鷺坂 計知 | |

3 佐久支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|------------|----------------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 1/2 1/2 | 戸室壮太郎 勝又来未子 | |
| | | | |

4 松本支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|-------------------------------|------------|----------------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 | 全部 | 山城 司 | |
| 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 | 1/2 1/2 | 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |
| 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 1/2 1/2 | 園 俊次郎 藤崎 彩菜 | |

5 諏訪支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|-------|-------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 全部 | 八槇 朋博 | |
| | | | |

6 飯田支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|-------|-------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 全部 | 池田 幸司 | |
| | | | |

7 伊那支部

| 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|---|-------|-------|----|
| 医療観察法33条1項、59条1項・2項の申立てに係る事務 医療観察法による鑑定入院命令申立事件 連戻状請求事件 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 全部 | 安井 龍明 | |
| | | | |

8 簡易裁判所

| 裁判所 | 事務 | 配布の割合 | 担当裁判官 | 備考 |
|--------|------------------------|------------|---------------|----|
| 長野簡裁 | 医療観察法24条2項の嘱託による事実の取調べ | 全部 | 藤田 雄二 | |
| 飯山簡裁 | | 全部 | 橋本 健 | |
| 上田簡裁 | | 全部 | 漆原 秀憲 | |
| 佐久簡裁 | | 全部 | 勝又来未子 | |
| 松本簡裁 | | 1/2 1/2 | 尾崎 裕 西村 郁夫 | |
| 木曽福島簡裁 | | 全部 | 藤崎 彩菜 | |
| 大町簡裁 | | 全部 | 西村 郁夫 | |
| 諏訪簡裁 | | 全部 | 手塚 隆成 | |
| 岡谷簡裁 | | 全部 | 手塚 隆成 | |
| 飯田簡裁 | | 全部 | 福井 芳成 | |
| 伊那簡裁 | | 全部 | 牧野 光志 | |

(別表第7に係る別記)

執務時間外における連戻状請求事件の分配について

- 1 長野地方裁判所本庁の執務時間外における連戻状請求事件の分配については、本庁の裁判官（兼務裁判官を含む。）の協議により別に定める。
- 2 長野地方裁判所各支部の執務時間外における連戻状請求事件の分配については、それぞれ当該支部に所属する裁判官（兼務裁判官を含む。）の協議により別に定める。

別表第8 司法行政事務についての代理順序

| 庁名 | 司法行政事務を行う者 | 司法行政事務を代理する者及びその順序 |
|---------|----------------|--|
| 長野地方裁判所 | 所長 | 所長代行者 真辺 朋子（第1順位） 室橋 雅仁（第2順位） |
| 本庁 民事部 | 部総括 真辺 朋子 | 足立 拓人 |
| 本庁 刑事部 | 部総括 室橋 雅仁 | 荒木 精一 |
| 上田支部 | 上田支部長 仁藤 佳海 | 上田支部の裁判官。差し支えあるときは、佐久支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| 佐久支部 | 佐久支部長 戸室壮太郎 | 佐久支部の裁判官。差し支えあるときは、上田支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| 松本支部 | 松本支部長 山城 司 | 松本支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| 諏訪支部 | 諏訪支部長 八楨 朋博 | 諏訪支部の裁判官。差し支えあるときは、松本支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| 飯田支部 | 飯田支部長 池田 幸司 | 伊那支部の裁判官 |
| 伊那支部 | 伊那支部長 安井 龍明 | 諏訪支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |

| 庁名 | 司法行政事務を行う者 | 司法行政事務を代理する者及びその順序 |
|-------|--------------------------|--|
| 簡易裁判所 | 長野簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 長野簡易裁判所の裁判官（兼官を含む。以下簡易裁判所の裁判官について同じ。）が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 飯山簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 長野簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 上田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 上田簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 佐久簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 佐久簡易裁判所の裁判官。差し支えあるときは、上田簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 松本簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 松本簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 木曽福島簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 松本簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 大町簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 松本簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 諏訪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 諏訪簡易裁判所の裁判官。差し支えあるときは、松本簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載順序に従い、順次代理する。 |
| | 岡谷簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 諏訪簡易裁判所の裁判官。差し支えあるときは、松本簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載順序に従い、順次代理する。 |
| | 飯田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 飯田簡易裁判所の裁判官。差し支えあるときは、伊那簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |
| | 伊那簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官 | 伊那簡易裁判所の裁判官。差し支えあるときは、飯田簡易裁判所の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。 |